

南木曾町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

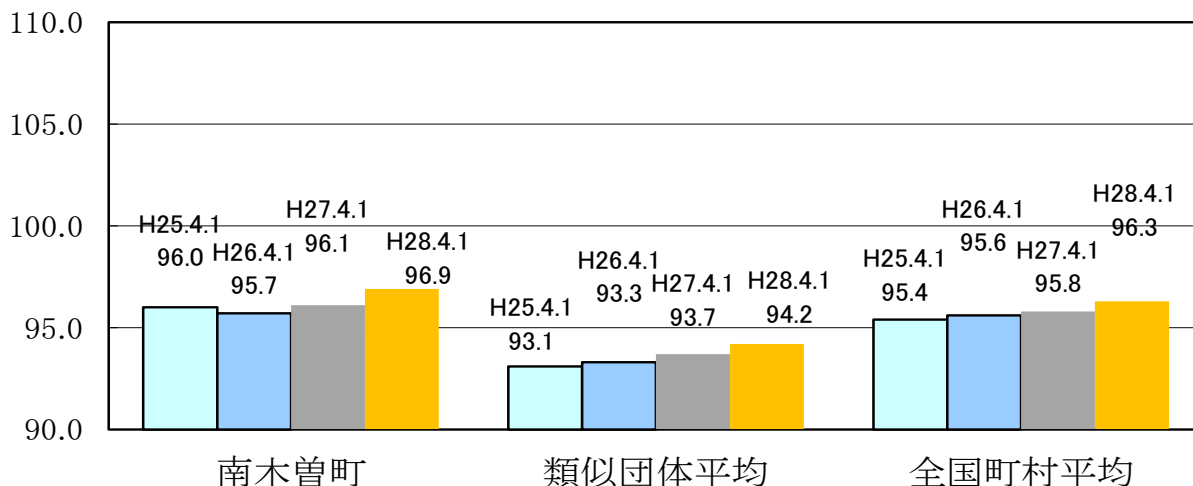
区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
27年度	人 4,553	千円 3,880,542	千円 123,143	千円 652,251	% 16.8	% 17.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 76	千円 271,539	千円 43,849	千円 102,353	千円 417,741	千円 5,497	千円 5,424

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
29年4月1日は改善する見込みである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%引下げ。若年層については引下げなし。高齢層については最大4%の引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南木曾町	40.8歳	303,500円	352,241円	329,038円
長野県	45.3歳	338,946円	400,134円	374,885円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.6歳	295,805円	338,210円	322,016円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外

勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額
南木曾町	51.4歳	3人	264,800円	274,073円	272,183円	—	—	—
長野県	52.0歳	243人	328,683円	—	362,610円	調理師	44.3歳	251,000円
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円	—	—	—
類似団体	49.5歳	3人	263,894円	292,218円	277,644円	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
南木曾町	3,899,976円	3,334,000円	1.170

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成25～27年3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

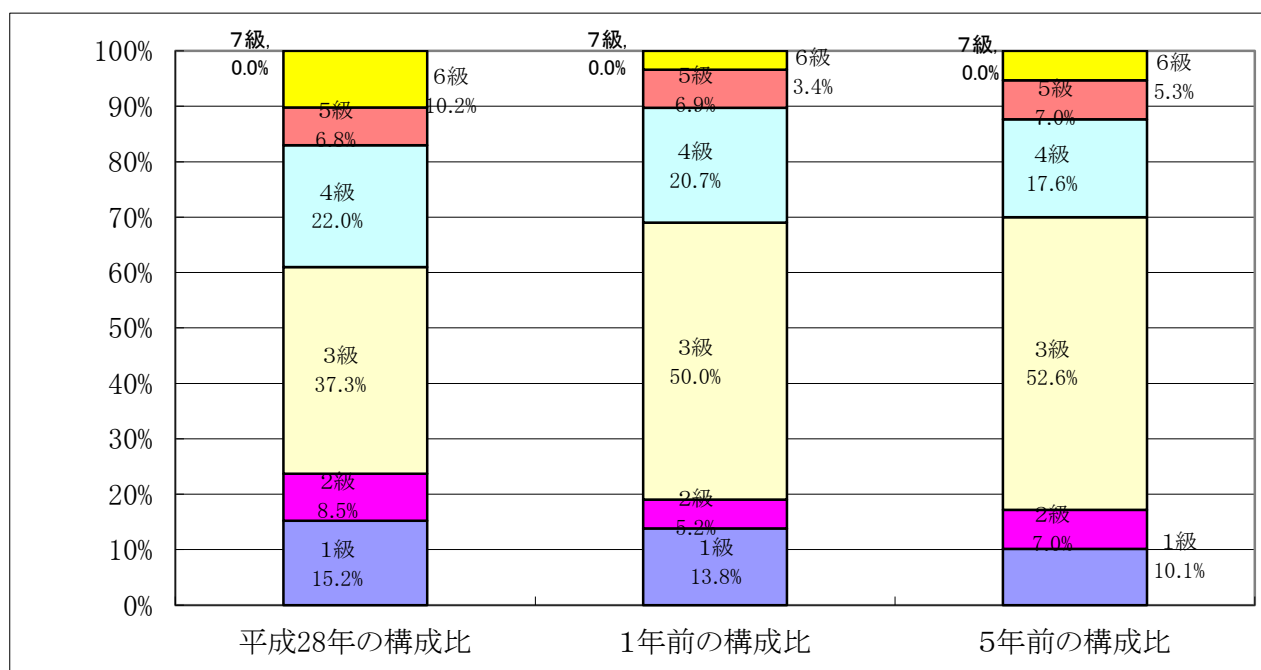
区 分		南木曾町	長 野 県	国
一般行政職	大 学 卒	178,200円	186,300円	176,700円
	高 校 卒	146,100円	151,500円	144,600円
技能労務職	高 校 卒	148,200円	146,800円	—
	中 学 卒	135,500円	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	9人	15.2%	141,600円	246,600円
2級	主任の職務	5人	8.5%	191,700円	303,400円
3級	主査の職務	22人	37.3%	227,900円	349,200円
4級	係長又は主幹の職務	13人	22.0%	261,100円	380,200円
5級	課長補佐又は専門幹の職務	4人	6.8%	287,100円	392,200円
6級	課長の職務	6人	10.2%	317,700円	409,400円
7級	町長が定める課長の職務	0人	0%	361,800円	444,100円

- (注) 1 南木曾町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成25年に6級制から7級制にしている。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	南木曾町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

※活用については現在検討中

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南木曾町	長野県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,401千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,678千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 6級 15%、5・4級 10%、3級 5%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%、管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%、管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成 28 年度中における運用	南木曾町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

※活用については現在検討中

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

南 木 曾 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額			定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
9,426千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）			実績なし		千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）					0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）					0%
手当の種類（手当数）					
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給単価	
伝染病防疫手当	伝染病疫に従事する職員	伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者救護など	0千円	4時間以上の場合700円 4時間未満の場合350円	
行路死病人取扱手当	行路死病人の取扱作業に直接従事した職員	行路死病人の取扱作業	0千円	行路死亡人 1回5,000円 行路病傷人1回3,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	14,085千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	224千円
支給実績（26年度決算）	24,049千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	334千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同		11,090千円	264,048円
住居手当	住居を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給	同		2,847千円	177,938円
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給	異	県と同様	5,856千円	88,727円
管理職手当	課長 35,000円 課長補佐 25,000円			4,245千円	353,750円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	619,000 円 (692,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 763,000円 / 384,000円
	副 市 町 村 長	545,000 円 (593,000円)	630,000円 / 391,800円
報 酬	議 長	242,000円 (242,000円)	344,000円 / 140,000円
	副 議 長	170,000 円 (170,000円)	279,000円 / 115,000円
	議 員	150,000 円 (150,000円)	261,000円 / 100,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(27年度支給割合) 3.15 月分	
	議 長 副 議 員	(27年度支給割合) 3.15 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 在職月方式 在職月方式	(1期の手当額) 14,076,000 7,229,856
	備 考	(支給時期) 任期終了時 任期終了時	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

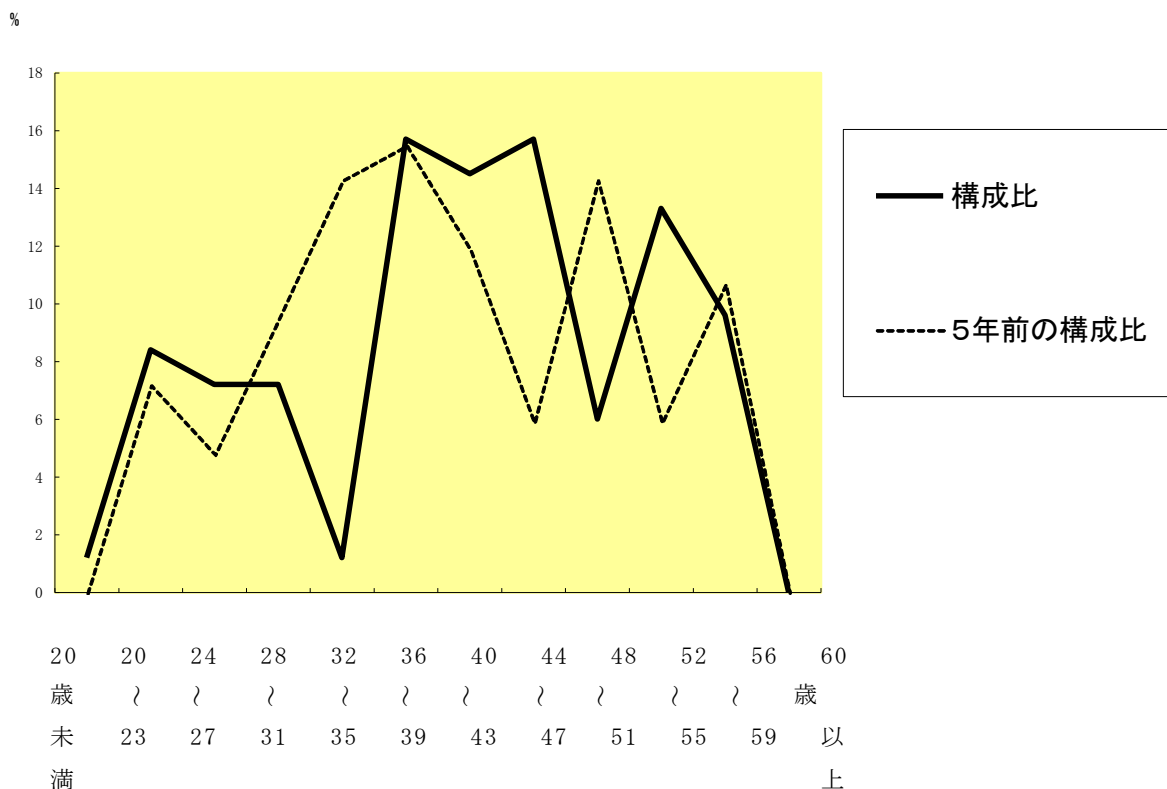
(各年4月1日現在)

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		平成28年	平成27年				
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0		
		総 務	19	17	2		
		税 務	4	4	0		
		農 林 水 産	5	6	▲ 1		
		商 工	5	5	0		
		土 木	6	7	▲ 1		
		民 生 衛 生	22	23	▲ 1		
		6	6	0			
		68	69	▲ 1		< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 155.61 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 181.40 人)	
	教 育 部 門	8	7	1			
	消 防 部 門	0	0	0			
	小 計	76	76	0		< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 173.91 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 213.85 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他	水 道	1	1	0		
		下 水 道	4	4	0		
		そ の 他	2	2	0		
	小 計	7	7	0			
合 計		83	83	0		< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 189.93 人	
		[93]	[93]	[0]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	6人	6人	1人	13人	12人	13人	5人	11人	8人	0人	83人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	28年	27年	26年	25年	24年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	68	69	66	65	64	65	3(4.5%)
教育	8	7	9	10	12	13	6(▲46.2%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	76	76	75	75	76	78	3(▲3.8%)
公営企業等会計計	7	7	7	6	7	7	1(16.6%)
総合計	83	83	82	81	83	85	2(▲2.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。